

シュレーバーの教育理論 (2)

—M. シャッツマンの『魂の殺害者』—

Education Theory of D.G.M. Schreber (2)

— M. Schazman ; Soul Murder —

石橋武彦

Takehiko Ishibashi

(承 前)

M. シャッツマンは『魂の殺害者』において、19世紀のドイツで高名な教育啓蒙家であり、運動医学者であり、かつて明治のわが近代体操の濫觴時代における学校体操の最初の指針『榊中体操法図』の原典の提供者であるシュレーバー（以下父シュレーバー）の教育について衝撃的な批判をくだしている。すなわち、父シュレーバーは、彼の二人の息子に対する心身両面にわたる強迫的教育によって息子たちを、それぞれ自殺と発狂に追いやった。しかも、その教育理論は、ナチズムの土壌になったという重大な結論まで導きだしている。

今回の研究は、このようなM. シャッツマンのシュレーバーの教育に対する批判に吟味を加えた第1部につづく第2部の論文であり、主として、M. シャッツマンが『魂の殺害者』の中で取りあげた、父シュレーバーの実践した幼少時の規律偏重の教育が息子の発狂の原因となったとする主張の実態とその吟味が中心である。

V 『魂の殺害者』に現れた父シュレーバーの教育と息子の病因

1) 幼少時の規律偏重の教育

(1) 早期のしつけ

「シュレーバー博士は、親たる者は、きびしい規律によって子どもの自由を制限しなければならないと考えていた。それは、道徳的、精神的、身体的健康のためであった。子どもというものは、はじめから犯罪者あるいは悪人であり、そうでないとしても、時機を失しないうちに救い出さなければ確実にそうになってしまうと、彼（父シュレーバー）は信じていたらしい」（『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、31ページ、『Soul Murder』P.15～6）。

M. シャッツマンは、父シュレーバーの教育の特徴として、幼少時の規律偏重を指摘している。

上述の内容からわかるように、M. シャッツマンによれば父シュレーバーは一種の性悪説的な人生観・世界観に基づく教育説を抱いていたように受けとれる。性悪説とは、性善説の対であり、荀子が創唱したといわれている。人間の欲望は社会を破滅させるから悪である。

故に欲望を禮によって整え、社会秩序を維持しなければならないと説く思想である。すなわち曰く「人性悪、其善偽也、偽積而化之謂聖」と。人の性は本来悪なれば若し放任するときは、自利心を満足させるために飽きることがない。その極は相賊し、相乱するようになる。先王、その乱をにくみ、禮儀を制定し、分限を定め、人欲を節した。善は人為のいたすところであって、教育の結果であると、見ているのが性悪説の骨子であるが、このM. シャッツマンのとらえた父シュレーバーの人間観は、大筋で性悪説と想定できる。

親と教師との定期的会合の必要

「この処置（親との定期的会合）によって市民は生徒の文句と嘘を一方聞きするのではなく、両方から話を聞くことができるようになる。生徒はますます強く、教師または親、またはその両者をだましたいと思うようになるものだが、そのような気持は蕾のうちにつまみ取られるであろう。生徒は、その意識を一貫した親密な相互の統制のもとにおかれ、道徳的に向上するであろう」（1860年、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、31ページ、『Soul Murder』 P.16⁽¹⁾）。

これも性悪説を前提とする教育説である。生徒は親または教師に嘘をつくものである。しかもその傾向は、年齢が長ずるにつれて強くなる傾向があるからこれを年少の蕾のうちに摘みとれというわけである。それ故、親と教師は定期的に会合して連絡を密にして子どもに嘘をつかせる隙を与えないように、両者は連携して子どもの行動を封じこめようとする考え方である。

ところがM. シャッツマンは、父シュレーバーのこの提案に対し、一応、表面では「その会合には生徒が招かれない」という理由で反対している。

反対の理由がこれだけであるためもうひとつ、はっきりしないが、M. シャッツマンは一体何故反対するのであろうか。

子どもの教育の目的のため、親と教師が定期的に会合を開くことを自体、反対するどころか逆に奨励すべき、教育的手段であり、父兄会やPTAの存在理由もひとつはここにあるわけである。

M. シャッツマンの基本的態度としては、父兄と教師の定期的会合、それも、たとえそこに生徒が招かれる場合でも、これが子どもの自由を制限するとして反対しているフシが見られるが、このM. シャッツマンの態度は、よく判らない。

十九世紀のドイツ人の堅苦しい教育的態度と二十世紀の自由なアメリカ人の教育的態度の顕著な隔差を痛感せざるを得ない。

「人間性の上品な種子は、下品な種子、雑草を遅くならないうちに探し出して駆除するならば、ほとんどひとりでに純粹な形で発芽する。これは情け容赦なく精力的に行わねばならない。子どもの性格的短所がそのうちに自然になくなるだろうと思うのは危険な誤りである。わるい葉は落ちるかもしれないが、根は残り、有毒な衝動として姿を現わし、上品な樹の生命に壊滅的影響を与える。子どもの不作法は、おとなになると重大な性格的欠陥となり、悪徳と下劣さへの道を開く」（1858年、140ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、32ページ、『Soul Murder』 P.16⁽²⁾）。

これもやはり性悪説の教育論である。悪徳と下劣さへの道を十分に濶歩できない年少のときに悪い種子を情け容赦なく取り除けと父シュレーバーは主張している。M. シャッツマンは、これを硬直した教育思想としてとがめる。

M. シャッツマンに言わせると、父シュレーバーは人間精神を上品、高級、立派であるかそうでなければ、邪悪、下品、低級、粗野であると、この二つのサイドに簡単に分類し、そのどちらにも属さないものを無視していると、父シュレーバーの教育を批判している。

大体人間精神をこの二つのサイドに分類する具体的尺度もないのに、どうやって、分類し、邪悪、下品、低級、粗野を絶滅できるのかとM. シャッツマンは抗議する。

たしかにこのM. シャッツマンの抗議はある意味では正しい。複雑な人間精神を二つのサイド

に分類することは、単純すぎるかもしれない。しかし、子どもの道德教育ということになれば、教育目標を具体的に明示してかかる必要もあり、ある程度の簡単化はやむを得ないし、必要な方法でもある。

「性格についていえば、一生にわたってとくに重要で決定的なことは…情緒的側面の不健全な出しゃばりに対して、脆弱な感受性に対して防護壁を設けることである。

これは、われわれの時代の病気であり、憂鬱、精神病、自殺がますますふえていつている一般的原因はここにあることを認識しなければならない」(1858年、281ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、32ページ、『Soul Murder』 P.16~7)。

性格の形成で重要なことは、情緒的側面の不健全な出しゃばりと、その逆の脆弱な感受性を防ぐことである。特に後者は最近、憂鬱性、精神病ならびに自殺が増加している一般的原因であるとの、父シュレーバーの見解に対しM. シャッツマンは過信であると警告している。

以上のうち情緒的側面の不健全な出しゃばりが、憂鬱、精神病、自殺をふやす一般的原因であるという意味がよく理解できない。脆弱さがそれらの原因となることは判るが。

「癖になって困るようなことはすべて子どもに禁じ、子どもから遠ざけよ。そして身につけなければならないことは、すべて子どもに辛抱強くたたきこめ。子どもに善と正義の習慣を身につけさせれば、将来、彼は意識的に自由意志から善と正義を実行するであろう。

悪い習慣が根づくのを捨てておけば、子どもたちはたちまち危険にさらされる。あとになって何がより善であるかを認識するようになったとしても、彼は悪い習慣を抑える力を欠いているであろう」(1858年、60ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、33ページ、『Soul Murder』 P.17)。

早期に善と正義の習慣を身につけさせ、悪い習慣が根づくのを捨てさせなければ、成長して、善悪を認識できるようになってから良習を身につけさせ、悪習を抑えることは不可能という父シュレーバーの教育に対し、M. シャッツマンの反対理由がよく理解できない。「彼(父シュレーバー)は早くからしつけをはじめることが決定的に重要であると考えている」と批判するが、早期のしつけが決定的に重要でないというのか、「今日の一針は明日の十針」である。「早く適切な処置を取っておけば、あとから何も、ほとんどする必要はない」という父シュレーバーの教育の何処が悪いのか、どうもこのあたりのM. シャッツマンの批判は歯切れがあまりよくない。

(2) 絶対的服従

「この時期の子どもの意志の方向に対するわれわれの影響力のすべては、子どもに絶対的服従の習慣をつけることにある」(1858年、66ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、35ページ、『Soul Murder』 P.18)。

幼少時の子どもの意志の方向に、われわれが影響を与える重要な鍵は子どもに絶対的服従の習慣を身につけさせることであるとして、父シュレーバーは絶対的服従の教育を重視していると、M. シャッツマンは非難している。この幼少時というのは、次の文章で明示されているとおり、満1歳以前である。絶対的服従の習慣を身につけさせるといえば、一般的には、たしかに抵抗があるが、それならば、M. シャッツマンは、この時期の子どもに対して、どのような教育

をしようとするのか、まさか話し合いの納得づくでいくことは、いくら自由主義者のM.シャッツマンでも、主張できないであろう。

「子どもが最初の発達段階（満1歳以前）において、無意識的服従の習慣を身につける方向へと導かれたなら、そのとき（満1歳以後）が教育の高貴な習慣を達するために欠くことのできない絶好の機会である」（1858年、135ページ、『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、37ページ、『Soul Murder』⁽⁶⁾ P.19）。

その絶対的服従のしつけをする時期は、満1歳以後が絶好の機会である。その前提として満1歳以前に、無意識的服従の習慣を身につけさせる必要があるとの父シュレーバーの主張を彼は問題にしている。

M.シャッツマンによれば、息子シュレーバーの発狂は彼と父との戦いのイメージである。発狂の原因は父シュレーバーにあるという。これが『魂の殺害者』を貫く基本的テーマである。

「息子シュレーバーの狂気は彼の独立に対する、彼と父との戦いのイメージにほかならない。

彼は外的な霊の力の強制から解放されたことがない」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、40ページ、『Soul Murder』 P.22）。

外的な霊の力とは、M.シャッツマンに言わせると、息子のシュレーバーがそう信じこんでいたものであるという。この外的な霊の力の強制は息子の幼時からずっと絶え間なく加えられ、息子はそれから自由になったことはない、M.シャッツマンは、この外的な霊の力の強制を発狂の原因として重視している。

「しかし、（息子シュレーバーは）この強制を父と結びつけたことはない。そうでなかったのはおそらく父が、親に統制されている状態を自己統制と定義して、統制の源泉を覆い隠していたからであろう」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、40ページ、『Soul Murder』 P.22）。

ところが、息子のシュレーバーは、この外的な霊の力の強制を自己統制であると父に教えこまれていたので、この強制を父シュレーバーと結びつけることはできなかったとM.シャッツマンは見ている。

「親と教師はコンピューターのプログラマーのように、ある種の情報を他の情報より深く不可逆的に彼らのシステム（子ども）のなかへ入れる。

親と教師は子どもをハードプログラムする。ハードプログラムされたシステムは容易に変えられない。変えるためにはシステムの徹底的な再体制化が必要である。

親や教師のようなプログラマーは、変える必要は決してあるまいと予想される項目をハードプログラムする傾向がある。そして将来いつか変えなければならないと思うプログラムの要素をソフトプログラムとする。

一般的に抽象的、一般的形式に関する指示（親を尊敬しなさい、神を愛せよ）は、ハードプログラムし、こまかい内容に関する特殊な項目（爪をかむな、靴をみがけ）をソフト

プログラムしようとする」(『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 40ページ, 『Soul Murder』 P.22)。

M. シャッツマンは、父シュレーバーの教育をコンピューターのハードプログラムとソフトプログラムにたとえて説明しようとする。

この場合プログラマーは、変える必要はあるまいと予想される項目をハードプログラムに、将来変える必要がある項目をソフトプログラムとする。抽象的、一般的形式あるいは人間関係についての多くの前提をハードプログラムし、爪をかむなというような特殊で具体的な項目をソフトプログラムしようとしていると指摘する。

「人生のごく初期にプログラムされた人間関係のパターンは、しばしばもっともハードプログラムされたパターンであるというのが精神分析の主要な発見の一つであった。人間は幼時期に形づくられた関係の形式を一生にわたって“強迫的に”反復する傾向がある……

子どもを抑えつけることをすすめるとき、シュレーバー博士は、意識的かつ意図的に、子どもは親がいるかぎりロボットのように親に服従すべきであるということを、ハードプログラムしている。親への“無条件の服従”という抽象的、一般的原則を、すべての家庭におけるすべての場面に適用することが、彼の目標である」(『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 40～41ページ, 『Soul Murder』 P.22)。

父シュレーバーは、人生のごく初期に意識的に、子どもは、ロボットのように親に服従すべきであるということをハードプログラムしている。このように幼時期にハードプログラムされた人間は、その形づくられた関係の形式(パターン)を一生にわたって強迫的に反復する傾向がある。

父シュレーバーは、このような親への無条件の服従という一般的原則をすべての、家庭におけるすべての教育の場面に適用することが目標であった。しかも、その場合、子どもは、この強制を父と結びつけたことはなく、子どもの自己統制と思いこませていたと、M. シャッツマンは指摘している。

「彼(父シュレーバー)は、親に無条件に服従するようしつけられた子どもを“高貴な独立”を達成したとみなす。おそらく、子ども自身にもそのように考えさせようとしたであろう。親の望むことをするよう子どもに教えるとき、彼は、子どもに自分の望むことをしているのだと思い込むよう教える。子どもは、もし明晰に考える能力があれば、自分は親の望むことをしているのであり、親の望むことは自分の望まないことかもしれないということがわかるはずだが、それがわかりにくくなる。

シュレーバー博士は、服従を自由と偽っていることを自覚していないように思われる。

服従を自由と思っているらしい」(『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 41ページ, 『Soul Murder』 P.22～3)。

「親の望むことをするよう子どもに教えるとき、子どもに、子ども自身の望むことをしているのだと思いこむように教える」という方法は、J. G. フィヒテが『ドイツ国民に告ぐ』の中で、新しい教育として提案している方法と同一である(後章で詳述)。

M. シャッツマンによると、父シュレーバーの教育には、次のような矛盾がある。

その矛盾というのは、子どもには外的権威によってプログラムされることを期待するように教えられるが、それと同時に、そのプログラムは外的権威ではなく、自己決定にもとづくものであると教えられることを指す。

すなわち、一方では外的権威の意志に自分の意志を服従させる習慣を植えつけられながら他方では、それは、外的権威でなく自己権威への服従であり、自己による意志決定によるものと教えこまれるという矛盾である。

以上のM.シャッツマンの指摘は、父シュレーバーの教育の最も重要な問題点を衝いたものとして、きわめて興味深い箇所である。

そして息子シュレーバーはこの矛盾に直面し、そこから逃げ出せずに発狂したという展開は、M.シャッツマンの父シュレーバー批判におけるハイライトといえよう。

「シュレーバー博士の教育法は、彼自身気づいていないらしいが、子どもにどのようなプログラムを訓練するか点と、そのプログラムをどう考えるかを訓練する点との間に矛盾がある。

子どもは外的権威によってプログラムされることを期待するように教えられるが（親または教師の意志に自分の意志を従わせる習慣を子どもに絶えず植えつけなければならない）それと同時にそのプログラムが“自己信頼”と“自己決定”にもとづいている、すなわちそのプログラムの源泉は自分にあると考えるように教えられる。

息子のシュレーバーは幼い男の子のときにこの矛盾に直面しただろうから、その場面から逃げ出せず、この矛盾に対応することはできなかった。

息子の「神経病」の中のある種の経験は、この矛盾と取り組もうとする独創的な企てであると考えられる。彼の経験についてのこの見解はそれを古典的に理解されていた意味での病気の徴候・症状であるとする見解と根本的に対立する」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、41～42ページ、『Soul Murder』P.23）。

(3) 遊戯・運動

まず、M.シャッツマンは父シュレーバーの遊びに関する教育的意見を次のように記述する。

「子どもの自然な個性がいちばんはっきりと現れるのは、遊び友達と一緒にいるときである。そのときには自意識と抑制が欠けているので、子どもの内的生活のもっとも深い層まであけっぴろげになる。子どもをもっとも完全に調べつくすることができるのは、このときである。……親と教育者は……この点に、観察と教育的見地の確立のための非常に有益な手段を見出す」（1858年、120ページ、『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、94ページ、『Soul Murder』P.62～3）。

上述の父シュレーバーの見解は、概して、一般的な教育における遊戯効用論であると思われるが、M.シャッツマンは、そうは受取らない。子どもたちに遊戯をさせ自然のままにふるまうのを許すのは、子どもらを調べつくし、自分の意見を子どもらに押しつけやすくするため、すなわち、子どもらの自然らしさをひそかに傷つけるためであると断じている。これはかなりの偏見といわれても仕方のない、M.シャッツマンの考え方である。

父シュレーバーは言う。

「次のことは、子どもたちの遊びに関する第一の教育的規制と考えられよう。すなわち、許される範囲内で子どもの自発性に最大限の自由を与えるような遊びのみを選ぶこと」(1858年, 121ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 94~95ページ, 『Soul Murder』 P.63)。

上述のような父シュレーバーの意見に対し, M. シャッツマンは, 次の理由からこれをごまかしであるとしている。

「彼が子どもの“自発性”に加える制限に注目しよう。親が, (一)遊びを選び, (二)何が許されるかを決定し, (三)その遊びが許される範囲内にあるかどうかを決めるのである。このような条件のもとで, “子どもの自発性に最大限の自由を与える”というのは, ごまかしである」(1858年, 113ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 95ページ, 『Soul Murder』 P.63)。

そして, M. シャッツマンは父シュレーバーが「(遊び)に加えた制限はまだほかにもある」として, 「運動を要する遊び」と「静かな遊び」とを子どもに交互にバランスよく行わせるべきであるという父シュレーバーの意見を問題にしている。

「子どもの気質に応じて, 運動を要する遊びと静かな遊びとの正しいバランスを保ち, それらを交互に行わせるようにしなければならない。そのようにすれば, あとになってからでは取り除きたい子どもの個性の不満足で極端な傾向を容易に抑制することができる」(1858年, 113ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 95ページ, 『Soul Murder』 P.63)。

つまり, 遊戯選択上のバランスの必要性が強調されている。動きの激しい運動と静かな運動とを交互に行わせる必要があるというのである。

そうすれが成長してからでは除去することが困難である子どもの極端な個性の傾向を簡単に抑制することができる。これが父シュレーバーの制限であると, M. シャッツマンは述べている。

「いかなるときも, 子どもに一つ以上のオモチャを使って遊ぶことを許してはならない。子どもがあるオモチャで十分なエネルギーを使ってしまってからでなければならない。

なかんずくオモチャは, 清潔, 整頓, きれい好きの習慣を確乎とした規則にする機会を与える」(1858年, 115ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 95~96ページ, 『Soul Murder』 P.63)。

さて, 静かな遊戯と運動を要する遊戯とのバランスを考えて遊戯を行なわせるという教育的な提案は, 一応わかるとしても, 上の「子どもたちがある玩具で十分なエネルギーを使ってしまってからでなければ一つ以上の玩具を与えて遊ぶことを許してはならない」という父シュレーバーの主張は, M. シャッツマンならずともその理由がわからなくなる。

エネルギーを十分使わないうちに, つぎつぎに他のオモチャを与えると, 結局, 蛇蜂取らずで, 中途半端に終るからというのであろうか, それとも, オモチャの整頓ができなくなるというのであろうか。子どもがひとつの玩具で十分にエネルギーを消費することは至難であるばか

りでなく、父シュレーバーの強調するバランスの面からいっても、デメリットになり、矛盾した点が考えられる。子どもの遊びの段階として遊戯のバリエーションを無視した考え方でもある。

このあたりになると、父シュレーバーの教育の融通のきかない硬直した側面が具体的に現れてくることを否定できない。

結局、M. シャッツマンは父シュレーバーの遊戯に対する考え方を次の言葉で要約している。

「要するに、子どもの遊びは、親が子どもをあやつるための機会である。自分は“呪れた” “人間遊戯” (Menschenspielerei) —『回想録』94ページ)の犠牲者であると言ったとき、息子(父シュレーバーの息子)は、たぶん、このことを述べていたのであろう」(『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 96ページ, 『Soul Murder』 P.63~4)。

(4) 身体的一方への偏り

父シュレーバーの教育の偏見の指摘は、ここあたりから、急速にボルテージを上げはじめる。彼は、身体の発育、発達上一方への偏りについて、極めて神経質に考えているという。

就寝姿勢についての偏見をM. シャッツマンは以下のように指摘する。

「シュレーバー博士が、どちらか一方の脇腹を下にしてあまりにも長いあいだ寝る子どもはよくない影響を受けると恐れていたことについては、すでに述べた。彼の著作には一方への偏りに対する警告がふんだんに散見される。彼の言う“一方への偏り”とは、身体の右側または左側が他の側よりも発達して強い力をもつことを指している。彼は、それを防ぐため、子どもの生活にうるさく干渉した。いうまでもなく、彼の警告は科学的根拠を欠いている」(1858年, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 97ページ, 『Soul Murder』 P.64)。

一方の脇腹を下にして長い間寝る子どもの受ける悪影響について、父シュレーバーは、大まじめに、次のように述べていると、M. シャッツマンはその偏見を衝く。

「子どもがあまりにも長時間、片側を下にして横になっていると、身体その側が損なわれ、“栄養がわるくなり”, “体液の流れが妨げられ”, “血液がとまり, 血管のなかでうっ積し”, “血管はその生命緊張の大部分を失う”(1858年,), その結果, のちに, その側の手と足に麻痺が起こるかもしれない」(同書, 12ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 64ページ, 『Soul Murder』 P.39)。

どうみても、この警告はM. シャッツマンの指摘どおり、科学的根拠を欠いた、徒に大げさな杞憂としか論評のしようがない。

寝返りをすることも不可能な病人や生まれたばかりでまだ自由のきかない嬰兒ならいざ知らず、一歳以上の健康な子どもが一方の体側の体液の流れが妨げられ、手足の麻痺がおこるほど長い時間片側を下にして、おとなしく寝るであろうか、どうひいき目に判断しても、肯定しかねるくだりである。

歩きはじめた幼児に手を貸してやるときの注意がつぎのように述べられていると彼は指摘する。

「右と左を平等に交替させることをゆめゆめ怠ってはならない。握られている側の腕と肩の筋肉が他の側よりよけいに使われるからである。交替させるのを怠ると、子どもの身体の両側の習慣づけと発達がちぐはぐになるであろう」(1858年, 85ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 97ページ, 『Soul Murder』 P.65)。

歩きはじめの幼児の手を引いてやるときの注意である。右手と左手を交互に引いてやらないと、身体の両側の習慣づけと発達がちぐはぐになるという警告である。この程度のことで本当に、よくひかれている側の腕と肩の筋肉が他の側よりよけいに発達して左右がちぐはぐに発達するとは到底、考えられない。この当時の医学的知識は一般にこの程度の低水準であったのであろうか。それとも、父シュレーバーのみがこのように思いこんでいたのか、そのあたりは、はっきりしないが、あまりにお粗末な見識であることは、明白である。以下偏見の指摘は続く。

体型, 身のこなし, 習慣

「片足はぶらぶらしていて、ちょっと床にふれているだけで、どちらか一方の足だけに重心をかけて立つのは、非常にわるい習慣であり、上半身全体がだらしないの偏った姿勢になってしまう。重心がかかっている側は押し上げられ、他の側はぶらさがるので、左右の尻の高さが喰い違ってくる。そのため、脊椎が一方に S 字型に曲がり、上半身全体がずれた、ちぐはぐな形になる。つねづね必要なら、きびしく叱ることによってのみ、このわるい習慣をやめさせることができる」

(1858年, 101～2 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 98 ページ, 『Soul Murder』 P.65)。

以上の注意は、1 歳から 7 歳までの子どもを対象としたものである。日本の旧軍隊の「休め」の姿勢が、ここで指摘されている姿勢に似ている。文部省の『集団行動の手びき』の「休め」の姿勢がそれである。これらは偏った姿勢をつくるのであろうか。

階段ののぼりおり

「階段をのぼる（またはおりる）とき、6・7 歳以前の子どもらは、足が短いため、左足と右足を交互に前に出すことができず、どちらか一方の足だけで、一段ずつ進み、他方の足はうしろに引きずることになる。……これを放っておけば、脆い、曲りやすい身体がちぐはぐに発達する危険がある。階段をのぼるときには、子どもに両足を交互に使わせるように注意しなければならない」(1858年, 101～102 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 98 ページ, 『Soul Murder』 P.65)。

この階段の昇降時の足の運び方によって曲りやすい脆い身体が発達するというが、これは、ほとんど、日常生活では、起り得ないことである。これほどまでに、人間の発達する身体というものは、後天的な運動の影響に敏感であるとは考えも及ばないところである。

「子どもの身体の四肢は完全に平等に訓練されなければならない。これは非常に重要なことである」(1858年, 102 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 98 ページ, 『Soul Murder』 P.65)。

四肢を完全に平等に訓練することは、古代ギリシアの昔より、均齊な身体の発達、調和のと

れた身体の発育、発達に理想であったから、この理想は理解できる。しかし、四肢を完全に平等に訓練せよとの父シュレーバーの完全主義の訓練の主張の実施は、現実には不可能である。何故なら、身体の右利き、左利きの問題ひとつを考えてみれば、すぐわかることである。利き手、利き足のほうがどうしても使用頻度が大であるから、より発達することは避けられない。

「こうした配慮は健康と将来の職業のために大きな利点をもつが、それに従うためには、身体のいずれの側もおろそかにせず、どのような運動または仕事においてもどちらかの腕または足を使わないでおくということのないようにすることが重要である。…どちらかの腕または足でしたことはすべて、規則的に交替させて他の腕または足でも行わねばならないことを、子どもに教えこむ必要がある」

(1858年, 102～3 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 99 ページ, 『Soul Murder』 P.65)。

身体の四肢を完全に平等に訓練することは、健康と将来の職業のために大きな利点になると、父シュレーバーは述べていると、M. シャッツマンは指摘しているが、どのような利点があるというのであろうか。具体的には示されていない。

「1歳から7歳までの子どもは、ものをつかんだり運んだりするときには両手を交互に使わねばならない。そうさせるために“特別な注意”を払わねばならない。次のような場合も同じである。

ドアのノブ（それはおとなの背の高さに合わせてある）を……つかむときも、いつも同じ手を使っていれば、片側の腕と肩だけがあがることになり、身体はこの側だけがのびてしまう」(1858年, 105 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 99 ページ, 『Soul Murder』 P.66)。

身体を完全に平等に訓練するという原則を押し通すならば、ついに、ドアのノブの使用まで、右左の手を平等に使わねばならぬことになってしまう。いつも同じ手を使用していると、使用している身体の側だけが伸びてしまうと言うが、ここまでくると、まさに噴飯ものである。

、 遊戯のときも左右交替

「とくに片側の筋肉だけが使われがちなボール、こま、さいころなどの遊びの場合には、左右の交替が必要である。女の子が人形をもつときも、右手と左手を同じように使わねばならない」(1858年, 105～6 ページ, 『魂の殺害者』, M. シャッツマン, 岸田秀訳, 草思社, 99 ページ, 『Soul Murder』 P.66)。

ボールを投げるとき、左右の手で同じように使えという。これはやってできないことはないが、利き手でない方で投げることは、非常に困難である。

こま廻しは、利き手でない手でまわすことはほとんど不可能である。

さいころを振るとか人形をもつ程度の運動で、左右の交替が必要とは全く考えられない。一般に利き手、利き足が生ずる原因については、遺伝的要因と環境的要因をめぐって、まだ定説がない。子どもの時期に無理に矯正すると、いろいろ障害を起こすこともあり得るから注意を要するという慎重論もある。

水 泳

「彼は、7歳から16歳までの子どもに関するある章のなかで次のように述べている。『いつも同じ側を下にして泳ぐのは』……とくにおすすめいたしかねる」(1858年、200ページ、『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、100ページ、『Soul Murder』P.66)。

横になって泳ぐ、のし泳ぎの際の注意であろうか、これも得意の側と不得意の側がある。右側でも左側でも、どちらを下にしても同等に泳げると便利ではある。

いつも同じ側を下にして泳ぐと、身体が偏って発達するから、両側を平等に下にして泳げと主張したいらしいが、この理由は根拠がほとんど認められない。

それとも、クロールや平泳ぎばかりしているとそれに必要な側の筋肉や骨格が偏って発達するから、背泳ぎや仰向けの平泳ぎもやれというのか、もしそうであるとしても、目くじらを立てて主張するほどの意味はないであろう。

一方に偏ったすわり方

「そのときには、一方の脇は机の上にもたれかかり、他方の脇はぶらさがっている。この姿勢では必ず、胴体が多かれ少なかれねじれている。このようなすわり方をしている子どもを注意深く見てみると、必ず一方の肩が他方の肩よりさがっていることがわかる。……このようなわるい習慣が、片側に脊椎骨が曲がる……もっともよくある原因の一つである」(1858年、200ページ、『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、100ページ、『Soul Murder』P.66)。

一方の肘は、机にもたれかかり、他方の肘は、ぶら下っている、すわり方は、脊椎を右か左に曲げるとしているが、いつも同じ側を曲げるなら、少々は影響がありそうであるが、日常生活では、まず、それはない。無意識のうちに、ほぼ左右交互に曲げているから、このような懸念はまずないと考えられる。

「立った姿勢でものを書くことを禁じている。そのときには、ほぼ必ず、片足だけに重心がかかっている。リラックスする必要があるので、そうならざるを得ないからである」(1858年、202ページ、『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、100ページ、『Soul Murder』P.66)。

父シュレーバーは、立位姿勢での執筆までも片足のみに重心がかかるので、偏った姿勢になるからという理由で禁止しているという。前出の父シュレーバーの『室内体操学』を教材にして指導することを奨めている『普通生理衛生学』下巻でも「小児、運動機器ハ特ニ注意ヲ要スルコト大ナリ何トナレバ一旦其運用ヲ誤ル所ノ害ハ生涯ノ不具トナルコト甚タ容易ナルヲ以テナリ故ニ時々初生児ヲ褥外ニ出シ又ハ早ク已ニ起坐及歩行ヲ試ミシムルハ極メテ宜シカラス…脊柱ハ頭重ヲ支持スルノカナキガ故ニ脊柱動モスレバ弯曲ヲ来シ四肢殊ニ下脚ノ屈曲ヲ免ル、コト能ハス」(前掲同書下巻174ページ)と似たような心配をしている。

楽器の禁止

「彼は一方への偏りを避けるため、ほとんどの楽器を禁止している。

この意味において、クラリネット、ホルン、オーボエを吹くのも、肺に無理がかかるの

で子どもには禁止すべきであり、禁止しないならば、有害な結果を招く危険がある。また弦楽器（ハープ、チター、ギターを含む）を弾くのも、子どもの姿勢と発達のために明らかに有害である」（1858年、211ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、100ページ、『Soul Murder』 P.66）。

クラリネット、ホルン、オーボエなど、強い呼気を必要とする楽器の吹奏は、肺に無理がかかるから子どもには禁止というのは、わからないでもないが、後段の弦楽器が子どもの姿勢の発達に有害であるというのは、いままでの場合と同様、父シュレーバー独特の考え方であって、一般には理解しがたい。

「同じ理由で彼は“小さい子を胸に抱いたり、重い鞆をもったり、水桶を運んだり”するのはよくないと言う（212ページ）また“両肩の位置がかなりちぐはぐになり、左右の交替が事実上、一っさい不可能であるから、画架にのせて絵をかく”のもよくない」（1858年、213ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、100～101ページ、『Soul Murder』 P.66）。

一般に子どもの身体に、あまり重い負荷をかけるのはよくないのは、発達段階からみて、理解できる。しかし、後半の画架云々は、どういう姿勢が両肩をちぐはぐにするのか、はじめからイメージが浮んでこない。ひものついた画板を右か左の肩にかけて、絵を画く場合らしいが、画架にのせて絵を画くとなぜよくないのかわからない。

ペチコートのひもの結び方

「ペチコートのひもは、尻の上側でしばしばぞんざいに、ちぐはぐに結びつけられているため、どちらかの側に余計にスカートの重みがかかって引っぱられ、どちらか片側の尻をもちあげられていなければならない」（1858年、192ページ『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、101ページ、『Soul Murder』 P.67）。

身体的一方へ偏った発達を防ぐために、父シュレーバーは、ついに、ペチコートのひもの結び方まで問題にしている。ペチコートそのものが、腹部を強く締めつけて、いわゆる瓢箪腹をつくるので、そのように極度に身体を締めつけるペチコートに反対するというのなら、ある程度理解できる。しかし、ペチコートの紐がちぐはぐに結びつけられているので、片側にスカートの重みがかかり、姿勢が偏るというのは、あまりにペチコートの紐の身体に及ぼす影響の過大評価である。

裁縫、刺しゅう、結髪

「すわってする仕事なら、どのような仕事でも同じだが、これらの場合も、背中を曲げないようにしなければならない。そのほか、忘れてはならないことだが、若い女の子が長い糸を使って裁縫するのはよくない。いつも片側の腕と肩がもちあげられ、肩の奇形が生じやすいからである。同じ理由で、杵を使った刺しゅうも、女の子にはまったく不向きである」（1858年、212ページ、『魂の殺害者』、M. シャッツマン、岸田秀訳、草思社、101ページ、『Soul Murder』 P.67）。

前出の『普通生理衛生学』でも「写字手芸ヲ習フニ当リテ斜形及屈位ヲ禁スヘシ」（下巻175ページ）とあるのをみると、これらの発想は当時の衛生学の常識とも考えられる。

「髪を結うとき、女の子は右側と左側とを交互に行なわねばならない」（1858年、213ページ『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、101ページ、『Soul Murder』⁽⁸⁾ P.67)。

裁縫をする場合、背中を曲げた姿勢を長くとり結果、円背の固癖をつくりやすいのは、理解できる。しかし長い糸を使うと、片側の腕と肩を、長くもち上げた姿勢をとるから、肩の奇形が生じるとか、杵を使用した刺しゅうや女子の結髪に伴う身体の偏りを警告している点にいたると、やはり、父シュレーバー独特の発想であって、過大評価としか論評のしようがない。父シュレーバーが何故このように身体的一方への偏りに固執するのか、その理由を前出の父シュレーバーの『室内体操学』を教材に推奨している『普通生理衛生学』では「身体ノ均斉（両側同形）ハ容姿ノ美ヲ保スルノミナラス両半身ノ間ニ平均ヲ保チ且複対ノ存スル官具（例之眼耳等ノ如シ）ニ於ケル感覚ノ一致ヲ為スニ在リ」と説明している。つまり、容姿の美と左右の器官の感覚の一致であるという。ここまではよい。しかしそのあと、同書では「身体ノ内部ニ在ル二ノ器関ハ両側均斉ニ相對セス其構造亦均斉ナラサル者アリ」（同書中巻130ページ）と述べ、胃腸や肝臓の場合は「左右ノ感覚ノ一致」の理論が通用しないことを認めている。

「彼は、しばしばいかにも整形医学にもとづいているかのような似而非解説をくっつけてこの種の例をほかにもたくさんあげており、これは余すところのない完全なリストではなく、適当な原理を例解し、すべての活動のための“指針”として用いるためのものであると言っている」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、101～102ページ、『Soul Murder』 P.67)。

父シュレーバーは、整形医学に根拠があるかのような、いかにももっともらしい似而非解説をつくって、上述のような例をこれ以外にも多数挙げていると、M.シャッツマンは、批判している。たしかに、このあたりの父シュレーバーの偏り姿勢の防止の戒めは、M.シャッツマンの批判どおり、似而非解説が大部分を占めていると言わざるを得ない。

彼の息子ののちの行動に関する病院記録（バウマイアー1956年）によれば、

「患者（息子シュレーバー）の姿勢と歩きぶりは硬直しており、その動きはこわばっていて固苦しい」（65ページ）

と記録されているのをとらえ、M.シャッツマンは、次のような解釈をくだしている。

「たぶん彼は“だらしない偏った姿勢”，“背中が曲がること”，“ちぐはぐな肩の位置”，“脊椎骨がS字型に曲がること”，“四肢の筋肉の一方への偏り”などすべて一挙に避けようとしていたのであろう」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、102ページ、『Soul Murder』 P.67)。

つまり、息子は父親の要求する偏りを一挙に避けようとしたために、息子シュレーバーの姿勢と歩きぶりは、こわばって、固苦しいものになったのであろうというM.シャッツマンの解釈であるが、これにはM.シャッツマンのこじつけないし推測の部分が相当にあるように考えら

れる。何故なら発狂した人の姿勢や行動ぶりは、一般にこわばって固苦しいものともいわれているからその因果関係を特定しがたいのである。

「すでに述べたように父は身体の奇形的発達を恐れて子どもの活動を制限したが、“一方への偏り”だけがそのすべてではなく、また、身体の奇形的発達への恐れだけがその制限の理由ではない。生まれてから、おとなになるまでの子どものどのような活動でもほとんどすべて、彼が設けた制限のどれか一つには該当したように思われる。子どもが何かやれば身体の反対側の同じ運動によって“バランス”を取らねばならず、さもないと禁止されたであろう。このような条件下では、彼自身の子どもは、ときには、いっさい何の動きもしない方が簡単だと思ったことだろう」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、102ページ、『Soul Murder』P.67）。

父シュレーバーが、子どもの活動を制限する領域と理由は、身体の奇形的発達がすべてではないと、M.シャッツマンは述べている。

たしかに、前述のように吹奏楽器は、肺に無理がかかるのでこのような、過重な負荷は、身体によくないとか、玩具は、清潔、整頓、きれい好きの習慣を子どもに規則づける方向でのみ与える、観劇を許すのは精神の安定を守るために非常に限定された機会に極めて慎重な選択を考慮するなど、父シュレーバーが子どもの活動を制限した領域と理由は、多様である。

しかし、やはり、父シュレーバーが、子どもの活動を制限した最大の領域と理由は、身体の方への偏りの防止であることは間違いない。

ともかく、その活動制限の理由が、いずれであれ、子どもの活動のほとんどすべて、父シュレーバーの制限のどれかに該当したことは間違いない。

そのように、やかましく制限されるならば子どもたちは、いっそ何もしない方が簡単だったから、子どもたちは、何もしたがらなかったであろうと、M.シャッツマンは推測を下す。事実、精神病院に入院中の息子のシュレーバーは「わたしは、いつも同じ場所にじっとしている方が好きだった」と告白しているとしているが、これが果して父の制限に原因があったのか、必ずしもすなおに肯定できないものがある。

「動かないでじっとしていた彼の姿勢は、彼が子どものとき、取った姿勢、または取らないことを恐れた姿勢の変形とみなすことができる。

シュレーバーは“少しも動かない完全にこわばった姿勢で何時間もすわっていた”と、ヴェーバー博士は言っている（『回想録の補遺』、267ページ）。……彼はそれを“幻覚的麻痺”と呼んでいた」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、103ページ、『Soul Murder』P.68）。

ヴェーバー博士の上述の診断は、誤りであると、M.シャッツマンは指摘する。ヴェーバー博士は、息子のシュレーバーの育てられ方、あるいは心理学的観点を無視していると言う。

「息子の“少しも動かない完全にこわばった”姿勢は、彼のほとんどすべての姿勢および動きを規定しようとした父の一連の禁止に適応しようとした試み、または試みの記憶だったかもしれない」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、103ページ、『Soul Murder』P.68）。

息子のシュレーバーの少しも動かない完全に硬ばった姿勢は、父シュレーバーの要求に適合しようとしたものか、あるいはそうしようとした記憶だったかもしれないと、M.シャッツマンは、推測する。

制 限

「自由になるとは、制限をゆるめることを意味する。いかなる人の行動または経験もゆき当たりばったりのものではない。誰でも部分的には不自由である。だが、制限される程度は、人々によってさまざまである。誰かが“固苦しい”“抑制が強い”“窮屈な”“固着している”“しゃちほこばっている”などと言われるとき、それは一般に、彼が、普通の人なら利用するような経験と行動のチャンスから尻込みすると思われているということである。誰かある人の行動に注意してみよう。その人が利用しないかすかすのチャンスがあるとす。なぜ彼の実際の行動は、一部のチャンスにだけ限られるのだろうか？なぜこのチャンスに利用され、あのチャンスは利用されないのだろうか？どこに、そしてどのような制限があるのだろうか？その制限の原因は何であろうか？

制限とは、二組の要素のあいだのある種の関係の形式である。実現した要素が可能だった要素より少ないなら、そこに制限があったのである。制限があれば実現したかもしれない要素より少ない要素しか実現しない。もし制限がなかったとしたら、もっとたくさんの要素が実現していたであろう。……

精神医学的診断の対象になる人びとは、一般にひどく制限されている。それらの制限のなかには、彼らが精神科医に精神病のレッテルをはられるかもしれないような状況に身をおくのを避ける、またはどうすれば避けられるかを知るのを妨げる制限がある」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、104～105ページ、『Soul Murder』P.69～70）。

M.シャッツマンは人間の行動における自由と制限について、基本的な考察を加えている。誰でも部分的には制限を受けて不自由であるが、制限される程度は個人差があり、結局、精神医学的診断の対象になる人びとは、一般にひどく制限されているという結論を導き出している。制限とは、二組の要素間のある種の関係形式であると言う。実現した要素が可能だった要素より少ないなら、そこに制限があったのである。もし制限がなかったら、もっと多くの要素が実現していたであろう。制限に比例して選択の余地、柔軟性は少なくなる。

父の制限

「シュレーバー（息子）の狂気の多くの面は、父の制限に適応しようとした彼の行動がつもりつもったものと考えることができる。

しかし彼は、ある規則に囚われて、父がすなわち迫害者にほかならないことを見抜けなかった。（道徳的なことを自然なこと、不道徳なことを不自然なことと見なす）。自分の先入感に過ぎないものを“自然によって定められている”と思っている」（『魂の殺害者』、M.シャッツマン、岸田秀訳、草思社、105ページ、『Soul Murder』P.70）。

そして、M.シャッツマンは、前述の制限論から、息子シュレーバーの狂気の多くの面は、父の制限に適応しようとした自分の行動が累積したものであると判定している。

しかし、彼すなわち息子シュレーバーは、ある規則（父に迫害されたことを信じたくない願望）に囚われて、父シュレーバーが迫害者であることを看破できなかったのであると説明して

いる。(つづく)

注

- (1) Schreber, D. G. M. Über Volkserziehung und zeitgemässe Entwicklung derselben durch Hebung des Lehrerstandes und durch Annäherung von Schule und Haus.
- (2) Schreber, D. G. M. Kallipädie oder Erziehung zur Schönheit durch naturgetreue und gleichmässige Förderung normaler Körperbildung.
- (3) 前掲(2)
- (4) 同 上
- (5) 同 上
- (6) 同上 (以下, 同様にして, 1960は(1), 1858は(2)を指す。)
- (7) 獨逸国教頭, 学士 勃古氏原撰, 後藤新平訳述, 忠愛社, 明治21年(文部省検定図書番号 370)
- (8) Girls plaiting their hair must do this alternately on both right and left sides (『Soul Murder』 p.66).